

日野市立みさわ保育園運営事業者公募にあたっての市場調査実施要領

令和3年7月13日

日野市子ども部保育課

1 調査の目的

日野市では、平成13年度以降、認可・認可外の種別を問わず、保育施設の新設を継続的に支援し、受入枠の拡大に努めてまいりました。令和3年4月時点で、待機児童数は35人にまで減らすことが出来ました。

子育て家庭への支援事業は保育所の整備のみならず、在宅で子育てをしている方への支援、発達障害など配慮が必要な子ども達への支援、子ども家庭支援センターや児童館等で実施している事業など多岐にわたり、市民の幅広いニーズに応じていくためには、経営資源の最適配分を図っていく必要があります。

日野市では、令和2年度に財政非常事態宣言を行い、財政難が続く一方で、扶助費の増加、老朽化した公共施設の建替え・改修等、大きな財政負担を伴う行政課題が山積しています。このような課題解決を図るため、平成29年3月に策定した第5次日野市行財政改革大綱に基づき、厳しい財政状況を見据えた行財政改革の取り組みを進めているところです。この第5次日野市行財政改革大綱において公立保育園2園の民営化の方針決定が位置づけられています。

築50年を経過する日野市立みさわ保育園園舎は、老朽化に伴い、近隣用地を活用した移転を伴う建替えを含め検討を進めています。市が使用貸借する場所に応募者が施設整備を行い、令和6年度以降に認可保育所を開設・運営していただくものです。日野市立みさわ保育園の在園児を受入れ、保育環境が変化することによる子どもへの影響、負担軽減を最大限に配慮し、保護者・市と一体となって取り組むことの出来る事業者の公募を考えております。つきましては、公募にあたっての諸条件を整理するため、民間事業者の皆様から広くご意見、ご提案を求める市場調査を行います。

2 既存施設概要

- | | |
|---------|--|
| (1)所在地 | 日野市三沢200番地 |
| (2)名称 | 日野市立みさわ保育園 |
| (3)土地 | 面積：1422.79㎡ |
| (4)園舎 | 設置：昭和45年5月1日
構造：RC造2階建て
面積：建築面積541.50㎡ 延床面積666.85㎡ |
| (5)定員 | 115名（1歳15名、2歳18名、3歳24名、4歳28名、5歳30名） |
| (6)開所日 | 月曜日から土曜日〔休日、年末年始（12月29日～1月3日）〕を除く |
| (7)開所時間 | 午前7時から午後6時まで |
| (8)延長時間 | 1時間 |

3 活用予定地概要

- (1)所在地 日野市三沢 175 番地（旧日野市立第五幼稚園跡地・令和 3 年度解体）
- (2)面積 2,444 m²
- (3)地目 田
- (4)用途地域等 第一種低層住居専用地域（建蔽率 40%、容積率 80%）
- (5)開設時期 令和 6 年度以降
- (6)その他 ①開設後の名称は協議のうえ変更していただきます。
②土地の使用は賃貸借とします。契約開始日その他詳細については別途協議にて決定します。一部所有地があり、運営主体変更後は占有料が発生する可能性があります。

4 園舎等について

- (1) 現園舎は市が保育園以外の用途で使用するための改修等を行い、新園舎については運営事業者の負担で建設するものとします。市は事業者が負担した建設費に対して予算の範囲内で以下の補助を行います。
 - ・ 保育所等整備交付金に基づく助成
 - ・ 待機児童解消区市町村支援事業に基づく助成※国・都の制度変更により、補助内容に変更が生じることがあります。
当該補助制度を利用するに当たっては、次に掲げる事項にご留意ください。
 - ①事業を行うために締結する契約については、市の指示に従い、市が定める契約手続きの取扱いに準拠するとともに、整備・運営事業者の定める経理規程に則り適切に行うこと。
 - ②施工業者等との契約や物品購入等にあたっては、平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に定められたとおり、経理規程を整備の上、適正な事務取扱の徹底を図ること。
- (2) 新園舎建設にあたっては、周辺住民への配慮に努めるとともに、駐車場、駐輪場の確保に努め、送迎の利便性についても考慮することとします。

5 事業者の応募資格

次の条件をすべて満たす法人であることとします。

- ①社会福祉法第 22 条の規定により設立された社会福祉法人であること。
- ②東京都内で、児童福祉法第 35 条第 4 項の規定により認可された保育所（以下「保育所」という。）を 5 年以上安定的に運営しており、今後もその保育所を運営するために必要な経営基盤や社会的信用を有している法人であること。
- ③保育所を新たに運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- ④直近 3 年間の会計年度において、3 年間連続して損失を計上していないこと。
直近 2 年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっていないこと。
- ⑤直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において文書指摘を受けていないこと。

ただし、適正な改善報告がなされている場合を除く。

⑥児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号の基準に該当しないこと。

6 施設整備に関する基本的事項について

保育所の整備について、以下の条件を設定します。

- ①建築基準法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、保育所設置認可等事務取扱要綱等の関係法令の定めに従うこと。
- ②保育所使用部分は、原則、地上 2 階までであること（地下、半地下は原則不可）。
- ③敷地内に、保護者送迎用の駐車場、駐輪場、ベビーカー置場を確保すること。確保必要台数については市と協議の上で決定すること。
- ④内装及び使用什器は「化学物質の子どもガイドライン」（東京都福祉保健局、環境局）に基づき、シックハウス対策を十分に講じること。
- ⑤東京都及び日野市からの指摘事項を開設までに是正すること。
- ⑥開設までの期間、周辺住民への説明を十分に行うこと。

7 運営等の条件について

保育所運営等について、以下の条件を設定します。

(1) 運営全般

- ①保育所の運営にあたっては、関係法令及び東京都・日野市の指導を遵守すること。
- ②「日野市特定保育所運営費支弁要綱」等の市が規定する運営費等により運営すること。
- ③市が行う利用調整による乳幼児（障害児を含む）の受け入れを行うこと。「日野市障害者差別解消推進条例」に基づき、合理的配慮の提供及び差別的対応の禁止に努め、医療的ケア児の受入を積極的に行うこと。
- ④給食は職員による自園調理方式とし、アレルギー対応を行うこと。
- ⑤第三者評価制度を定期的に受審し活用すること。
- ⑥苦情対応への体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。保育所の管理運営に利用者の意見を反映する仕組みをつくること。
- ⑦面積基準について「日野市特定保育所運営費支弁要綱」の基準を満たすこと。
- ⑧看護師、栄養士を配置すること。（医療的ケア児に必要な体制を整備すること。）
- ⑨マジオたんぽぽ保育園日野ルーム（日野市百草 193 番地）の進級・提携園として、当該園の卒園児の受け入れを行うこと。
- ⑩運営主体の変更にあって、子ども・保護者の負担を最小限にするよう努め、保護者との協議は誠実に積極的に行うこと。
- ⑪市の保育行政と連携・協力すること。
- ⑫保護者が組織した保護者会等の運営に協力すること。

(2) 職員配置

- ①職員配置について、「日野市特定保育所運営費支弁要綱」の基準を満たすこと。また、職員配置は経験・年齢のバランスに留意すること。

- ②園長は常勤・専任とし、原則として、保育所で概ね15年以上の勤務年数を有し、園長として概ね3年以上の経験を有し、児童福祉事業の理論と実践についての知識と経験を有し、かつ管理職としての資質・能力と経験を有する者とする。
- ③主任保育士は常勤・専任とし、原則として、保育所で概ね10年以上の勤務年数を有し、保育を行う責任者として保育に関する知識を持ち、保育士を指導する資質・能力と経験を有する者とする。
- ④担任をもつ保育士は、原則として、常勤とし、保育所で概ね5年以上の勤務年数を有する者を1/3以上、配置すること。
- ⑤研修計画に基づき人材育成を積極的に行い、専門知識や経験、意欲のある質の高い職員を確実に確保すること。法人内の常勤保育士の過去3か年の平均離職率^{※1}は概ね9.3%以下であること。選考の際、過去3か年の常勤保育士の離職率、離職理由を考慮する。また、処遇改善加算を適切に運用すること。法人内の常勤保育士の平均月収^{※2}が30万円以上であること。

※1：離職率は、年度当初（4月1日）の全常勤保育士数に占める、当該年度中（4月1日～3月31日）の常勤保育士の退職者数の割合。

※2：平均月収は「きまって支給する現金給与額」^{※3}に12を乗じ、「年間賞与その他特別給与額」^{※4}を足した額を12で割った額（厚生労働省・賃金構造基本統計調査を参考）。

※3：「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額のこと。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の税込み額である。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与額も含まれる。1か月を超え、3か月以内の期間で算定される給与についても、6月に支給されたものは含まれ、遅払い等で支払いが遅れても、6月分となっているものは含まれる。給与改訂に伴う5月分以前の追給額は含まれない。現金給与のみで現物給与は含んでいない。

※4：「年間賞与その他特別給与額」とは、昨年1年間における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。賞与、期末手当等特別給与額には、一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた労働契約や就業規則等によらないで支払われた給与又は労働協約あるいは就業規則によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、算定期間が3か月を超えて支払われる給与の額及び支給事由の発生が不確定なもの、新しい協約によって過去に遡って算定された給与の追給額も含まれる。

- ⑥日野市立みさわ保育園に勤務する臨時職員・嘱託職員(会計年度任用職員)が引き続き雇用を希望する場合は、可能な限り配慮すること。
- ⑦職員の配置については、子どもへの影響を考え、原則として、以下のとおりの扱いとすること。
- ・保育士の人事異動は、単年度（1年での異動や年度途中での異動など）で行わないよう配慮すること。
 - ・クラス担任の変更を年度途中に行わないこと。
 - ・運営開始後3年は園長の交代は行わないこと。

- ・運営開始後2年間は保育士の交代は行わないこと。
- ・充実保育士を2名以上配置すること。
- ・公立保育園の際と同様に介助員を配置すること。
- ・上記のほか、運営主体の変更後1年間は1名を追加で配置すること。

(3) 保育内容

- ①公立保育園の保育内容や保育事業等を尊重すること。年間行事に大幅な変更が生じるときは、保護者と協議の上で変更すること。
- ②「保育所保育指針」に基づく保育内容を基本とし、子どもの発達を尊重し支援する保育を実施すること。
- ③延長保育料、その他市が認める実費以外の負担を保護者に求めないこと。費用の徴収を行うときは保護者の理解を得てから実施すること。

(4) 引継ぎ

- ①子ども達への負担、影響を最小限にし、子ども達や保護者と事業者の信頼関係を構築するために、事業者決定後、速やかに引継ぎの調整に入ること。
- ②運営主体変更の1年前から、日野市立みさわ保育園に園長（施設長）予定者及び、各クラスに担任予定者を配置し、引継ぎを開始すること。また、必要に応じて調理員についても、引継ぎのために勤務に入ること。なお、引継ぎに関する経費については、原則、事業者の負担とします。
- ③運営主体変更の直後に保育内容が激変しないよう、事業の引継ぎを行うこと。
- ④三者協議会を通じて、保護者の意見を傾聴し、引継ぎ計画に反映し、不安の解消に努めること。
- ⑤運営主体変更後の子ども達の様子や園の運営状況を確認するため、市の調査や聞き取りに応じ、それに伴う指導等に従うこと。

(5) 三者協議会

- ①保育内容の引継ぎ体制や問題点について話し合うため、保護者・市・事業者で構成する三者協議会に出席し、積極的に協力すること。また、三者協議会での決定事項を遵守すること。
- ②三者協議会では、保護者の意見を十分に傾聴しながら保護者との信頼関係を構築し、子ども達への負担軽減、円滑な引継ぎを図ること。
- ③三者協議会は運営主体変更後も、話し合いの取り決めどおりに保育が実施されているか、問題は生じていないか等について、三者のいずれかの要望に基づき開催すること。

8 現状と運営主体変更後の比較について

現状と運営主体変更後の運営等の条件は以下のとおりとする。

項目		現状	運営主体変更後
保育	実施責任	日野市	同左
運営	組織	日野市	社会福祉法人
	運営方法	日野市が運営	社会福祉法人が自ら管理運営
施設	園名	日野市立みさわ保育園	協議のうえ決定
	土地	賃貸借契約	同左
定員	定員	115名（1歳～5歳）	124名以上（0歳～5歳） ※定員内訳については、必要に応じて市と協議の上で決定
開園時間等	基本開園時間	7:00～18:00	現状を下回らない範囲で市と協議の上、決定
	延長保育時間	18:00～19:00	
	休園日	日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）	
行事	保育行事	年間計画に基づく	原則引継ぎ実施
給食	給食	完全給食	同左
	調理	自園調理	同左
	献立	統一献立（市）	法人で作成
	アレルギー対応	各種アレルギー特別食対応	市に準ずる
費用徴収	保育料 （1～2歳児住民 税課税世帯）	市が決定 市に納付	同左
	延長保育料	2,500円/月 700円/日	法人の規定による ※三者協議により決定
	副食費 （3～5歳児）	4,500円 市で徴収	4,500円 園で徴収
	教材費	なし	なし
	寄付など	なし	なし
安全管理	損害保険	日本スポーツ振興センター加入	同左
	賠償責任保険	加入	加入（保険会社は任意）
	各種管理マニュアル	作成	同左
職員	保育士配置	市基準	同左

9 開設スケジュール

令和4年度以降	事業者公募・決定
令和5年度以降	合同保育・引継ぎ
	新園舎建設（事業者）
令和6年度以降	開設

10 本調査の内容

(1) 調査対象

日野市立みさわ保育園運営事業者公募にあたっての市場調査

(2) 調査項目

- ①公募するにあたっての課題
- ②公募するにあたって市に望むこと（条件の設定等）
- ③整備する保育所についての提案
- ④今後の保育市場についての懸念事項、貴法人の今後の経営方針等
- ⑤その他、貴法人のノウハウや提案等

11 ご意見・ご提案シートの提出について

(1) 提出期限 令和3年7月30日（金）

(2) 提出書類 ・ご意見・ご提案シート（様式1）
・その他補足資料（ある場合のみ）

(3) 提出先 日野市子ども部保育課整備調整係
〒191-8686 日野市神明一丁目12番地の1
メールアドレス：hoiku@city.hino.lg.jp

※上記メールアドレスへ以下の内容で送信いただければ、「ご意見・ご提案シート（様式1）」の電子データを送付いたします。件名を「市場調査」とし、本文に「担当者名、連絡先」をご記入ください。

12 留意事項

- (1) 調査への参加に要する費用は、参加事業者のご負担とします。
- (2) 調査への参加実績は、公募等における評価の対象とはなりません。
- (3) 提案書等の著作権は提案者に帰属しますが、市が提案内容を公表する際は、書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、日野市情報公開条例により、公開する場合があります。
- (4) 提出した書類は返却いたしません。
- (5) 本調査終了後も、必要に応じて追加の照会（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

13 参考資料

- (1)位置図（資料1）
- (2)日野市の状況について（資料2）
- (3)日野市の出生数・出生率の動向（資料3）

※その他、必要なデータはお気軽に下記へご連絡ください。

14 問い合わせ先

日野市子ども部保育課整備調整係

〒191-8686 日野市神明一丁目12番地の1

電話：042-514-8972（直通）

ファクシミリ：042-583-4198

メールアドレス：hoiku@city.hino.lg.jp